4　温室効果ガスの排出に係る緩和に貢献し、及び持続可能な開発を支援する制度を、締約国が任意で利用するため、この協定により、この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の権限及び指導の下で設立する。当該制度は、この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が指定する機関の監督を受けるものとし、次のことを目的とする。

(a)　持続可能な開発を促しつつ、温室効果ガスの排出に係る緩和を促進すること。

(b)　締約国により承認された公的機関及び民間団体が温室効果ガスの排出に係る緩和に参加することを奨励し、及び促進すること。

(c)　受入締約国（他の締約国が国が決定する貢献を履行するために用いることもできる排出削減量を生ずる緩和に関する活動により利益を得ることとなるもの）における排出量の水準の削減に貢献すること。

(d)　世界全体の排出における総体的な緩和を行うこと。

5　受入締約国は、4に規定する制度から生ずる排出削減量について、他の締約国が国が決定する貢献を達成したことを証明するために用いる場合には、当該受入締約国が国が決定する貢献を達成したことを証明するために用いてはならない。

6　この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、4に規定する制度に基づく活動からの収益の一部が、運営経費を支弁するために及び気候変動の悪影響を著しく受けやすい開発途上締約国の適応に係る費用の負担を支援するために用いられることを確保する。

7　この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、第一回会合において、4に規定する制度に関する規則、方法及び手続を採択する。

8　締約国は、持続可能な開発及び貧困の撲滅の文脈において、調整が図られかつ効果的な方法（適当な場合には、特に、緩和、適応、資金、技術移転及び能力の開発によるものを含む。）により締約国による国が決定する貢献の実施に資するための総合的及び全体的であり、並びに均衡のとれた非市場の取組であって、締約国に利用可能なものの重要性を認める。この取組は、次のことを目的とする。

(a)　緩和及び適応に関する野心の向上を促すこと。

(b)　公的部門及び民間部門が国が決定する貢献の実施に参加することを促進すること。

(c)　手段及び関連の制度的な措置に関する調整のための機会を与えること。

9　8に規定する非市場の取組を促進するため、この協定により、持続可能な開発のための非市場の取組に関する枠組みを定める。

第七条

1　締約国は、第二条に定める気温に関する目標の文脈において、持続可能な開発に貢献し、及び適応に関する適当な対応を確保するため、この協定により、気候変動への適応に関する能力の向上並びに気候変動に対する強靱性の強化及びぜい弱性の減少という適応に関する世界全体の目標を定める。

2　締約国は、気候変動の悪影響を著しく受けやすい開発途上締約国の緊急かつ即時のニーズを考慮しつつ、適応が地区、地方、国及び地域の規模並びに国際的な規模で全ての者が直面する世界全体の課題であること並びに適応が人、生活の手段及び生態系を守るための気候変動に対する長期的な世界全体での対応の重要な構成要素であり、かつ、当該対応に貢献するものであることを認識する。

3　開発途上締約国の適応に関する努力については、この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が第一回会合において採択する方法に従って確認する。

4　締約国は、現時点における適応の必要性が顕著であること及び一層高い水準の緩和が適応に関する追加的な努力の必要性を低減し得ることを認識し、並びに一層高い適応の必要性が一層高い適応に係る費用を伴い得ることを認識する。

5　締約国は、適応に関する行動について、影響を受けやすい集団、地域社会及び生態系を考慮に入れた上で、各国主導であり、ジェンダーに配慮した、参加型であり、及び十分に透明性のある取組によるものとすべきであること並びに適宜適応を関連の社会経済及び環境に関する政策及び行動に組み入れるため、利用可能な最良の科学並びに適当な場合には伝統的な知識、先住民の知識及び現地の知識の体系に基づき、並びにこれらを指針とするものとすべきであることを確認する。

6　締約国は、適応に関する努力に対する支援及び適応に関する努力についての国際協力の重要性並びに開発途上締約国（特に気候変動の悪影響を著しく受けやすいもの）のニーズを考慮に入れることの重要性を認める。

7　締約国は、カンクン適応枠組みを考慮に入れつつ、適応に関する行動の強化についての協力（次のことに関するものを含む。）を拡充すべきである。

(a)　情報、良い事例、経験及び得られた教訓（適当な場合には、適応に関する行動に関連する科学、計画、政策及び実施に関するものを含む。）を共有すること。

(b)　関連の情報及び知識の統合並びに締約国に対する技術的な支援及び指針の提供を支援するための制度的な措置（条約に基づく措置であって、この協定のためにその役割を果たすものを含む。）を強化すること。

(c)　気候サービスに情報を提供し、及び意思決定を支援するような方法で、気候に関する科学上の知識（研究、気候系の組織的観測及び早期警戒体制を含む。）を拡充すること。

(d)　開発途上締約国が、奨励される良い事例に適合するような方法で、適応に関する効果的な事例、適応のニーズ、優先事項、適応に関する行動及び努力のために提供され、及び受領される支援並びに課題及び隔たりを特定することができるよう支援すること。

(e)　適応に関する行動の有効性及び持続性を向上させること。

8　国際連合の専門機関は、5の規定を考慮しつつ、締約国が7に規定する行動を実施するために行う努力を支援することが奨励される。

9　各締約国は、適当な場合には、適応に関する計画の作成の過程及び行動の実施（関連の計画、政策又は貢献の作成又は強化を含み、及び次の事項を含むことができる。）に関与する。

(a)　適応に関する行動、取組又は努力の実施

(b)　自国の適応に関する計画を立案し、及び実施する過程

(c)　自国が決定する優先的な行動を立案するために行う気候変動の影響及び気候変動に対するぜい弱性の評価（影響を受けやすい人々、場所及び生態系を考慮に入れたもの）

(d)　適応に関する計画、政策、プログラム及び行動についてのモニタリング及び評価並びにこれらからの学習

(e)　社会経済システム及び生態系の強靱性の構築（経済の多角化及び天然資源の持続可能な管理によるものを含む。）

10　各締約国は、適当な場合には、開発途上締約国に追加の負担を生じさせることなく、適応に関する情報（自国の優先事項、実施及び支援の必要性、計画並びに行動に関するものを含むことができる。）を定期的に提出し、及び更新すべきである。